

県北広域振興局長告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年6月5日

県北広域振興局長 高橋 進

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市石切所字中曾根43番6及び43番6地先法定外道路の一部	20.53	4.22～4.72	令和2年5月18日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。